

平成24年度 林野庁関係予算概算決定の概要

1. 総括表

平成23年12月

区 分	平成23年度 当初予算額	平成24年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公 共 事 業 費	189,016	184,793	97.8
一般公共事業費	179,042	174,819	97.6
治 山 事 業 費	60,845	57,494	94.5
森林整備事業費	118,197	117,325	99.3
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非 公 共 事 業 費	82,974	76,015	91.6
総 計	271,990	260,808	95.9

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金に、林野関係公共事業等を措置している。

2 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

3 復旧・復興対策は、下記3に整理。

2. 「日本再生重点化措置」要望分(上記総括表の内数:再掲)

項 目	概算決定額
	百万円
〔森林・林業再生対策、集中豪雨等による災害防止対策〕	18,945
森林整備事業(公共)	12,849
治山事業(公共)	6,096

3. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

項 目	概算決定額
	百万円
森林・林業・木材産業の復旧・復興対策等 (非公共)	3,888
森林整備事業・治山事業等による復旧・復興 対策(公共)	12,440
合 計	16,328

(注) 上記復旧・復興対策のほか、東日本大震災復興交付金に、震災に対応した木造公共建築物の整備を措置している。

森林・林業再生について(平成24年度概算決定)

主要課題

森林・林業の再生と多面的機能の持続的発揮

○林業の再生とそれを通じた森林の多面的機能の持続的発揮や低炭素社会への貢献

・集約化や路網整備、搬出間伐等の推進による効率的かつ持続的な森林経営の確立

○森林吸収源対策の着実な推進

・京都議定書の温室効果ガス削減目標6%のうち3.8%を森林吸収で確保するためには、毎年55万haの間伐が必要

○山地災害への対応

・森林の山地災害の防止機能を高め、国民の安全・安心を確保

人材の育成

○地域における森林づくりのマスタープランを作成し、その実行を指導できる人材、森林経営計画を作成し施業の集約化を推進する人材等の育成

国産材の利用拡大

○平成32年の木材自給率50%を目指した地域材の利用拡大

・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進による、地域材の一層の利用拡大や木質バイオマス等地域材の新たな用途への利用拡大を推進

東日本大震災復興・復旧対策

○森林・林業・木材産業における放射性物質対策の推進

○防災・減災の観点からのインフラ整備の見直し

主要事項

森林管理・環境保全直接支払制度の円滑な実施

○森林経営計画に基づく搬出間伐等の森林整備を実施

【森林整備事業 1,173(1,182)億円のうち
森林環境保全直接支援事業 288(294)億円】

○集約化に必要な情報の収集、立木調査、作業路網の改良等の活動を支援

【森林整備地域活動支援交付金 25(30)億円】

丈夫で簡易な路網の整備

○丈夫で簡易な「林業専用道」「森林作業道」等の路網整備を推進

【森林整備事業 1,173(1,182)億円のうち
林業専用道整備対策 108(85)億円】

安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

○台風等により被災した山地の復旧整備等を実施

【治山事業 575(608)億円】

森林・林業の再生に必要な人材の育成

○森林・林業の再生に必要なフオレスターや森林施業プランナー、間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を育成

【森林・林業人材育成対策 61(61)億円】

地域材の利用拡大の推進

○地域における木材産業活性化、公共建築物等への地域材の利用拡大、木質バイオマスの利用拡大等を推進

【地域材供給増進対策 11(11)億円】

森林のめぐみを活かした復興・復旧

○放射性物質を除去するための実証事業や、放射性物質の拡散を防止するための森林施業・森林土木・木材産業等に係る技術開発等を推進

【＜復興＞森林・林業における放射性物質汚染等対策 20億円】

○海岸防災林等の復旧・再生を推進

【＜復興＞治山事業 44億円】

【＜復興＞災害復旧等事業 12億円】

地域材供給倍增事業（拡充）

【平成24年度概算決定額：1,018,205(856,018)千円】

事業のポイント

「木材自給率50%以上」を目指し、木材産業の活性化、公共建築物等への地域材の利用促進や木質バイオマスの利用拡大の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・食と農林漁業の再生本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」においては、「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生のための取組が求められています。
- ・「森林・林業基本計画」に基づいて、国産材の利用拡大を図るためには、小規模・分散的・多段階という国産材の加工・流通体制の改革が必要です。
- ・「公共建築物等木材利用促進法」の着実な推進等により、公共建築物のみならず、住宅等幅広い分野への地域材の一層の利用促進や、木質バイオマスの利用拡大につなげていくことが必要です。

政策目標

- 木材産業等の活性化を図る地域における木材利用量：
平成23年度から平成27年度までの5年間で9.5万m³増加
- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

<内容>

1. 水平連携等を通じた木材産業の活性化

集成材工場向けのラミナ挽き等の水平連携構想の作成、工務店と連携した部材の共通化、品質・性能の確かな部材の供給体制の構築、木製ガードレールなど土木資材の普及等の取組に対し支援します。

2. 公共建築物等への地域材の利用促進

公共建築物等への地域材の利用を促進するため、次の支援を行います。

- ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援や整備資金の借入に対する利子助成
- ② 木造設計を担う建築士が地域材製品の選択に用いる設計ツールの提供、健康・省エネ対策への支援等
- ③ 地域材を利用したモデル製品の開発・普及支援
- ④ 木材のトレーサビリティ制度（合法性、伐採地等の表示）や環境貢献度の表示、海外での実証等、地域材の差別化・信頼性向上の取組への支援

3. 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利活用施設の整備等に係る資金の借入に対する利子助成や、未利用間伐材等の木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援を行います。

<補助率>

定額、1/2

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成23年度～27年度（5年間）

[担当課：林野庁木材利用課、木材産業課]

木材産業体質改善対策事業（継続）

【平成24年度概算決定額 80,000(200,000)千円】

事業のポイント

我が国の木材利用の大宗を占める住宅分野では、プレカット加工の進展等を背景として、品質・性能へのニーズの高まりなどから木材の需要構造の変化が見られる。このような変化に対応し、品質・性能の確かな木材製品を低コストで安定的に供給するため、製材業を営む企業等が実施する設備導入等に対して利子助成やリース料への助成を行います。

（木材産業をめぐる状況）

- ・平成22年の木材自給率は、26.0%（対前年比1.8ポイント減少）でここ数年は上昇傾向で推移しています。
- ・平成19年に改正建築基準法の施行などがあり、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給に対するニーズが更に高まっていますが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約3割にとどまっています。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに55%拡大
1,800万m³（平成21年） → 2,800万m³（平成27年）

<内容>

1. 木材産業の体質強化のための利子助成

木材製品の高付加価値化・低コスト化、経営の多角化等を図るための設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等のために必要な資金の借入について利子助成を行います。

2. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成

製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。

<補助率>

- 1 1/2、2/3
- 2 定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

安全・安心な木材製品等生産技術検証・開発事業（新規）

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分）55,000千円】

【（うち復興庁計上分）55,000千円】

事業のポイント

消費者に安全な木材製品を供給するため、木材製品や作業環境などに係る放射性物質の調査・分析を行うとともに、効率的な放射性物質の除去・低減のための技術の検証・開発を行います。

<背景／課題>

- ・福島第1原子力発電所の周辺地域の大半は森林が占め、地域の基幹産業である林業・木材産業についても既に深刻な影響がみられています。
- ・木材からは、製材品のほかおが粉、チップや樹皮等が副産物として生産され、畜産や堆肥、ボード等のマテリアル、燃料用として利用されており、製品や用途が多岐にわたるため、放射性物質の影響についてもきめ細かな対応を行う必要があります。
- ・また、放射性物質による影響は長期間にわたることから、調査・分析を継続することが必要です。

政策目標

「森林の除染に関する技術指針（暫定版）」への反映
汚染実態等を継続的に把握し、復興に向けた森林・林業施策を的確に推進

<主な内容>

- 製材工場等での原木の受け入れから木材製品の出荷までの工程を対象とし、製材品や半加工品、作業環境等の放射性物質の調査・分析を継続的に支援します。
- 丸太の皮むき時等における放射性物質の効率的な除去・低減技術や、最終加工工程等での効率的な測定検査手法の検証・開発を支援します。
- 多様な木材製品の安全と安心を確保するため、製品ごとの検査証明体制の構築を支援します。

<補助率等>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

[担当課：林野庁木材産業課]

木造公共建築物等の整備（継続）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成24年度概算決定額 623,377(1,610,418)千円の内数】

事業のポイント

- 公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、「木造」が当然のように選択される社会の形成を目指します。
- 地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の施設整備への支援を行います。

（木造公共施設の現状）

- ・公共施設の木造施設面積が増加しています。

政策目標

- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに現在の8%から24%に向上

＜内容＞

木材自給率の向上に向けて、公共建築物等木材利用促進法に即した市町村方針に基づく公共建築物であり、また、設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた低コストで合理的な木造公共建築物を整備し、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及できる施設に限って支援を行います。

具体的には、原則、地域材を利用し、①鉄骨・鉄筋コンクリート造と比較し、概ね同等水準のコストで整備することが可能であり、②施工後に地域住民に対し、普及PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できるものにつき工事費（建築本体、内装木質化）及び計画・設計費（設計図書等一切の情報を公開するもの）に対し支援します。

＜交付率＞

定額（1/2）

＜事業実施主体＞

市町村等

＜事業実施期間＞

平成23年度～24年度（2年間）

〔担当課：林野庁木材利用課〕

日本を森林で元気にする国民運動総合対策（新規）

【平成24年度概算決定額 108,000（0）千円】

事業のポイント

国民参加の森林づくりの推進や、木を使うことが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を一層効果的かつ効率的に行い、森林整備の推進や地域材等の森林資源の利用を拡大するための国民運動を展開します。

<背景／課題>

森林・林業再生プランの推進に当たり、我が国の成熟した森林資源を活かしつつ、森林・林業・木材産業の振興を図るためには、これまで以上に幅広い国民各層に森林づくり活動や木づかい運動への理解と参加を促していくことが重要です。

政策目標

- ・森林づくり活動への年間のべ参加者数を、120万人（平成21年度末）から平成24年度末までに170万人に増加
- ・「木づかい運動」への参加団体数を、277団体（平成22年度末）から平成27年度末までに400団体に増加

<内容>

1. 森林づくり活動や木づかい運動等の総合的普及啓発

森林づくりや木材の利用促進等に対する国民の理解を醸成するための共同広報、森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法を活用した総合的普及啓発を推進します。

2. 国民の参加・体験・学びの促進

NPO等による森づくり活動、木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成24年度～28年度（5年間）

〔担当課：林野庁木材利用課、研究・保全課〕

森林・林業・木材産業づくり交付金 (継続)

【平成24年度概算決定額 623,377 (1,610,418) 千円】

事業のポイント

- ・ 地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な経費について各都道府県等に対して一体的な支援を行います。

(森林・林業・木材産業をめぐる現状)

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の60%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要
- ・ 素材生産の労働生産性は全国平均で4.99m³/人日(主伐)。高性能林業機械の導入等により低コスト化に取り組み、10.0m³/人日以上生産性をあげている事業体も存在
- ・ 特用林産物の主要品目であるきのこ類の生産量が増加
主要10品目の生産量 375千t(H12)→464千t(H22)
- ・ 平成22年の木材(用材)の自給率は26.0%
- ・ 住宅の質の向上に関するニーズの高まりなどから、品質・性能の確かな木材製品の安定的な供給が求められているが、建築用製材品に占める乾燥材の割合は約2割どまり
- ・ 年間約2,000万m³(H19)発生している林地残材は、ほとんどが未利用。
- ・ 林業就業者数は減少傾向 6.7万人(H12)→4.7万人(H17)

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年までに55%拡大
(1,800万m³(平成21年)→2,800万m³)
- 木造での公共建築物の整備(床面積)を平成27年までに拡大
(8.3%(平成21年)→24%)

<内容>

(ハード事業)

1. 森林整備の推進

森林整備を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設等の整備を支援します。

2. 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の生産を目的としたミニチュア採種園等の造成・改良等による花粉発生源対策を計画的に推進します。

3. 望ましい林業構造の確立

林業再生の担い手の育成や林業生産コストの低減を図るため、高性能林業機械等の導入に必要な施設の整備を支援します。

4. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

公共建築物等木材利用促進法に即した市町村方針に基づく地域材を利用した公共建築物等の整備等を支援

5. 市町村直接交付モデル整備

川上・川下の連携強化による木材の安定供給及び間伐の推進等を図るとともに、地域のニーズに機動的に対応するため、県域を越える取組に対して上記1、3、4のメニューに加え、以下のメニューを対象に国から市町村に直接交付し支援します。

ア 森林の多様な利用・緑化の推進

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を支援します。

イ 特用林産の振興

生産基盤の高度化、作業の効率化等に資する施設整備を実施するとともに、未利用竹林の整備を緊急に実施します。

ウ 木材利用及び木材産業体制の整備推進

地域材利用量や生産性等の目標が都道府県の目標を上回る木材処理加工施設等の整備による木材産業の構造改革を推進するとともに、木質バイオマスの利用を推進します。

(平成23年度に実施していた本交付金のメニューの一部は地域自主戦略交付金に移行)

(ソフト事業)

1. 山地防災情報の周知

行政と住民との防災に関する情報共有体制の整備、住民等が行う危険箇所の巡視などの協働活動、大規模な山地災害の発生時における都道府県間の協力体制の整備等により地域の防災体制を強化します。

2. 森林資源の保護

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備・保全、林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成、安定的な苗木の供給等による森林資源の保護を推進します。

3. 林業担い手等の育成確保

林業事業体の育成及び林業就業者の確保・育成の支援と林業労働災害防止のための研修等を実施します。

<交付率>

定額(1/2、1/3等)

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、森林整備法人等

<事業実施期間>

平成20年度～24年度(5年間)

[担当課：林野庁経営課(窓口)]

木造公共建築物等の整備（継続）
（木材利用及び木材産業体制の整備推進）
＜森林・林業・木材産業づくり交付金＞

【平成24年度概算決定額 623,377(1,610,418)千円の内数】

事業のポイント

- 公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、「木造」が当然のように選択される社会の形成を目指します。
- 地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の施設整備への支援を行います。

（木造公共施設の現状）

- ・公共施設の木造施設面積が増加しています。

政策目標

- 公共建築物の木造率（床面積）を平成27年度までに24%に向上

＜内容＞

木材自給率の向上に向けて、公共建築物等木材利用促進法に即した市町村方針に基づく公共建築物であり、また、設計上の工夫や効率的な木材調達等を通じた低コストで合理的な木造公共建築物を整備し、そこで得られたコスト低減などのノウハウを広く普及できる施設に限って支援を行います。

具体的には、原則、地域材を利用し、①鉄骨・鉄筋コンクリート造と比較し、概ね同等水準のコストで整備することが可能であり、②施工後に地域住民に対し、普及PRを実施し、③各種試験・モニタリングに協力できるものにつき工事費（建築本体、内装木質化）及び計画・設計費（設計図書等一切の情報を公開するもの）に対し支援します。

＜交付率＞

定額（1／2）

＜事業実施主体＞

市町村等

＜事業実施期間＞

平成23年度～24年度（2年間）

〔担当課：林野庁 木材利用課〕

地域材利用促進緊急利子助成事業 (継続)

【平成24年度概算決定額 220,000 (180,000) 千円】

対策のポイント

森林・林業基本計画に掲げられた木材自給率50%の目標を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、地域材の利用を促進します。

<背景/課題>

森林・林業基本計画に掲げられた木材自給率50%の目標を実現するためには、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じて地域材の利用を促進していくことが重要です。

政策目標

意欲ある林業者等の経営規模の拡大・維持及び地域材の加工・流通体制の改善に必要な資金調達の円滑化

<内容>

地域材利用の促進を通じて、森林・林業基本計画に掲げられている木材自給率50%の目標を達成するために、林業者等に対し、最大2%の利子助成(実質無利子化)を講じることにより、林業経営規模の拡大・維持や地域材の加工・流通体制の改善を図ります。

【融資枠(80億円)】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体

<事業実施期間>

平成23年度～

【担当課：林野庁企画課】

林業信用保証事業交付金のうち
国産材需要・供給拡大林業信用保証事業（継続）

【平成24年度概算決定額 265,000（368,000）千円】

対策のポイント

林業者・木材産業事業者が融資機関から事業資金を借り入れる際に、
（独）農林漁業信用基金がその債務を保証することにより円滑な借入を可能とするための支援を行います。

＜背景／課題＞

- ・平成22年度保証実績 件数：1,731件 保証引受額：449億円
- ・保証料率は年0.20％～1.80％と低率です。制度資金に対する保証料率は年0.10％～1.35％と一層低率です。
- ・戦後造成した人工林が資源として成熟し、多くの国産材を利用することが可能な時期を迎えています。（人工林で50年生以上の割合 H18年度35％→H28年度67％）
- ・厳しい景気状況による住宅着工戸数の低迷などにより信用基金の代位弁済が高水準にあることから、保証料率を引き上げられ、林業者・木材産業者の負担が増加するおそれがあります。

政策目標

（独）農林漁業信用基金の林業信用保証勘定の損益の均衡を図ることによる林業者・木材産業者の円滑な資金調達の支援

＜内容＞

国産材の生産や利用拡大等に取り組む林業者・木材産業者が、資金調達を円滑に行うことができるよう、景気低迷により高水準にある代位弁済額の一部について支援を行うことにより、保証料の軽減を図ります。

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

独立行政法人農林漁業信用基金

＜事業実施期間＞

平成22年度～24年度（3年間）

【担当課：林野庁企画課】

林業信用保証事業交付金のうち
木材産業等高度化推進資金事業（継続）

【平成24年度概算決定額 59,618（64,825）千円】

対策のポイント

木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化等を図るために必要な低利の運転資金の融通を行います。

＜背景／課題＞

「森林・林業基本計画」において政策的な対応方向として示された木材の安定供給と利用促進に必要な体制の構築を掲げる「森林・林業再生プラン」の推進を図るため、木材の生産から加工及び流通に至る各段階の事業者が、事業や経営の合理化を一体的に推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じる必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の拡大等による「森林・林業基本計画」に掲げる木材自給率50%の達成。

＜内容＞

林業・木材産業を担う者が事業の合理化等を推進するのに必要となる運転資金について、低利で貸し付けることにより、木材関連産業及び林業の健全な発展を図ります。

【融資枠600億円】

＜交付率＞

定額

＜事業実施主体＞

独立行政法人農林漁業信用基金

＜事業実施期間＞

平成23年度～

【担当課：林野庁企画課】

林業・木材産業改善資金造成費（継続）

【平成24年度概算決定額 35,000（38,000）千円】

対策のポイント

林業・木材産業経営の改善等を目的として、新たな事業の開始や新たな生産・販売方式の導入等に必要な無利子資金の貸付けを行います。

<背景／課題>

川上から川下に至る木材の生産・加工・流通を円滑に行ってゆくためには、事業者等の創意工夫を活かしながら木材の種類や需要のニーズに応じた多様な取組を推進していくことが重要です。

政策目標

林業・木材産業経営の改善を図ることにより、平成32年度の国産材供給・利用量4,000万m³～5,000万m³を達成

<内容>

林業・木材産業の健全な発展を一体的に推進することを目的に、都道府県が無利子の貸付けを行い、林業者・木材産業者等が先駆的取組による経営改善を実施する際に必要となる施設整備の負担軽減を図ります。

【融資枠100億円】

<補助率>

2/3以内

<事業実施主体>

都道府県

<事業実施期間>

平成15年度～

【担当課：林野庁企画課】

災害復旧関係資金利子助成事業（新規）

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分） 2 3 4, 6 2 4 千円】

【（うち復興庁計上分） 2 3 4, 6 2 4 千円】

対策のポイント

被災した林業者等の災害復旧に必要な資金について、金利の負担軽減等を図ります。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により被災した林業者等が、災害復旧に取り組むための資金の円滑な調達を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧に必要な資金の融通の円滑化

<内容>

被災林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧関係資金を借り入れる場合の金利負担に対し、最大2%の利子助成（実質無利子化）を行います。

また、日本政策金融公庫資金を無担保・無保証人で借り入れることができるよう、日本政策金融公庫に対する出資を行います。

【融資枠（12億円）】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

民間団体、株式会社日本政策金融公庫

<事業実施期間>

平成24年度

【担当課：林野庁企画課】

災害復旧林業信用保証事業（新規）

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分）441,600千円】
【（うち復興庁計上分）441,600千円】

対策のポイント

被災した林業者・木材産業者の災害復旧・復興に必要な資金について、保証料の負担軽減等を図ります。

<背景／課題>

東日本大震災により被災した林業者・木材産業者が、災害復旧・復興に取り組むための資金の円滑な調達を支援する必要があります。

政策目標

災害復旧・復興に必要な資金の融通の円滑化

<内容>

被災林業者・木材産業者の災害復旧・復興関係資金の調達に係る保証について、保証利用者の負担軽減を図るために保証料の助成を行います。

復旧事業を行う林業者・木材産業者の事業の再建が困難となり、独立行政法人農林漁業信用基金による代位弁済が急増することにより保証利用者の負担が増加しないよう、代位弁済費の補てんを行います。

<交付率>

定額

<事業実施主体>

独立行政法人農林漁業信用基金

<事業実施期間>

平成24年度

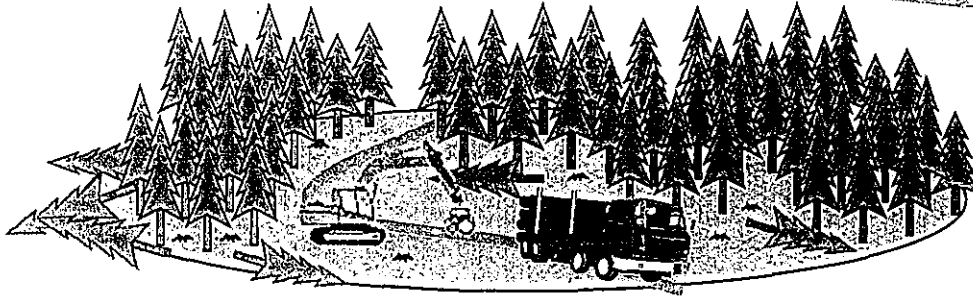
【担当課：林野庁企画課】

林業金融対策

平成24年度概算決定額 1,564百万円(2,228百万円)

森林・林業基本計画に掲げられた目標を実現するため、森林施業の集約化や木材の加工・流通構造の改革を通じ地域材の利用を促進していくことが重要。

林業者等による森林整備や設備投資に対する融資の充実



利子助成による地域材利用の促進

○地域材利用促進緊急利子助成事業 220百万円(180百万円)

- ・ 森林取得、加工・流通施設等の整備を行う林業者等に対する最大2%の利子助成(実質無利子化)
- ・ 利子助成期間:最大15年
- ・ 融資枠:80億円

信用保証の基盤強化と林業・木材産業の合理化の推進

○国産材需要・供給拡大林業信用保証事業 265百万円(368百万円)

- ・ 景気低迷により高水準にある代位弁済費の一部を支援し、保証料を軽減

○木材産業等高度化推進資金事業 60百万円(65百万円)

- ・ 木材産業者等が行う事業の合理化等を推進するために必要となる運転資金について低利で貸付
- ・ 融資枠:600億円

森林整備の推進

○森林整備活性化資金造成費・利子補給金

984百万円(1,577百万円)

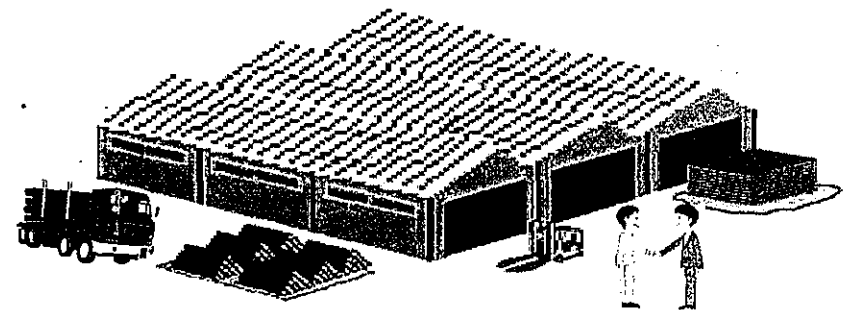
- ・ 施業規模を集積させた林業者に対し、有利子の公庫資金と無利子資金(森林整備活性化資金)を併せて貸し付けることによる金利負担を軽減
- ・ 償還期限30年(据置期間20年)
- ・ 融資枠:17億円

林業・木材産業の経営改善の推進

○林業・木材産業改善資金造成費補助金

35百万円(38百万円)

- ・ 木材産業事業者等が取り組む経営改善のための設備投資に対する無利子貸付
- ・ 償還期間:原則10年以内(据置期間3年以内)
- ・ 融資枠:100億円



融資による川上から川下までの一体的な支援

林業・木材産業の健全な発展を実現

林業・木材産業等の金融支援措置

平成24年度概算決定額676百万円

○ 被災した林業者・木材産業者等の災害復旧・復興等に必要な資金について、金利・保証料等の負担軽減を図ります。

融資	対象者	資金使途	限度額	講じる措置の概要
公庫資金	林業基盤整備資金	被害を受けた林業者	被害造林地、樹苗用施設、林道等の復旧	借受者の負担額の80%
	農林漁業セーフティネット資金	被害を受けた林業者	長期運転資金	1200万円
	農林漁業施設資金	被害を受けた林業者 又は林業を併せ営む 木材産業者	林業機械、林産加工施設等の復旧	借受者の負担額の80%等

保証	対象者	保証対象資金	保証割合	講じる措置の概要
災害復旧林業信用保証	林業者又は木材産業者等	運転資金及び設備資金	100%	・無担保・無保証人 保証引受 保証料無料

がんばれ！地域林業サポート事業（継続）
～リースを活用した高性能林業機械の導入支援～

【平成24年度概算決定額 71,825(110,500)千円】

事業のポイント

高性能林業機械のリースによる導入を支援することにより、低コスト生産に取り組む林業事業体を育成します。

(林業事業体の状況)

- ・ 我が国の素材生産の労働生産性は全国平均で4.99m³/人日であるが、作業路網の整備と高性能林業機械の導入により低コスト化に取り組み、10.0m³/人日以上の実産性をあげている事業体も存在します。
- ・ 生産性向上の後押しが必要です。

政策目標

木材供給・利用量を平成27年度までに55%拡大
(1,800万m³(平成21年度)→2,800万m³)

<内容>

低コスト作業システムの普及・定着の促進

導入手段の多様化と入手コストの軽減等（特に初期投資の軽減と経理の簡素化）を通じた林業事業体の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械等のリースによる導入等を支援します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成20年度～24年度（5年間）

[担当課：林野庁経営課]